乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	新篠津自動車工業株式会社（法人番号６４３０００１０４２８０２）　代表者高橋敬	北海道石狩郡新篠津村第４６線北１１番地	本社営業所	北海道石狩郡新篠津村第４６線北１１番地	R5.02.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第４項他３件	令和４年９月１日、新規許可を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２５条第１項、第４項）、（２）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）点検整備等記録簿の記載義務違反（運輸規則第４５条第２号）、（４）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	0	0
2	北海道拓殖バス株式会社（法人番号８４６０１０１００１６２９）代表者中木基博	北海道河東郡音更町然別北５線西３７番地１	帯広営業所	北海道河東郡音更町然別北５線西３７番地１	R5.02.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項	令和４年１１月３０日及び令和４年１２月１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運転者に対する特別な指導義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第２項）、（２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）	0	0
	以下余白									